

2022年 新型コロナウイルス感染拡大に伴う
お客さまに対するガスならびに電気料金の特別措置の追加対応について

東京ガス株式会社

新型コロナウイルス感染症により亡くなられた皆さまのご冥福をお祈り申し上げるとともに、感染された皆さまや生活に影響を受けている皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

東京ガス株式会社は、新型コロナウイルス感染拡大に伴いガスならびに電気料金の特別措置について公表^{*1}しておりますが、現下の社会情勢を踏まえ、以下のとおり、追加対応を実施いたします。

*1 過去のプレスリリースについては、当社ホームページ「[重要なお知らせ](#)」をご覧ください。

1. 適用対象（変更なし）

- (1) 当社とガスまたは電気を契約しており、新型コロナウイルス感染の影響により緊急小口資金・総合支援資金^{*2}の貸付がされているお客さま、および休業・失業等により一時的にガスまたは電気料金の支払いが困難であると当社が判断したお客さま

*2 緊急小口資金・総合支援資金については、厚生労働省「生活福祉資金貸付制度」をご確認下さい。

2. 特別措置の内容 *太字は前回公表(2022/4/27)からの追加事項

(1) お客さまへの対応

①ガス料金（ガス料金と合算して請求する電気料金も含む）

- ・2020年2月^{*3}から2022年1月検針分のガス料金の支払期限^{*4}を5か月間延長
- ・2022年2月検針分のガス料金の支払期限^{*4}を**5か月間延長（従来4か月間延長）**
- ・2022年3月検針分のガス料金の支払期限^{*4}を**4か月間延長（従来3か月間延長）**
- ・2022年4月検針分のガス料金の支払期限^{*4}を**3か月間延長（従来2か月間延長）**
- ・2022年5月検針分のガス料金の支払期限^{*4}を**2か月間延長（従来1か月間延長）**
- ・2022年6月検針分のガス料金の支払期限^{*4}を**1か月間延長**

②電気料金

- ・2020年2月^{*3}から2022年1月検針分の電気料金の支払期限^{*5}を5か月間延長
- ・2022年2月検針分の電気料金の支払期限^{*5}を**5か月間延長（従来4か月間延長）**
- ・2022年3月検針分の電気料金の支払期限^{*5}を**4か月間延長（従来3か月間延長）**
- ・2022年4月検針分の電気料金の支払期限^{*5}を**3か月間延長（従来2か月間延長）**
- ・2022年5月検針分の電気料金の支払期限^{*5}を**2か月間延長（従来1か月間延長）**
- ・2022年6月検針分の電気料金の支払期限^{*5}を**1か月間延長**

なお、支払期限日の延長^{*6}は、最大5か月としており、検針分によっては支払期限日を迎えるガス・電気料金が発生いたします。支払期限日経過後にお支払いいただく際には、延滞利息を申し受けます。

*3 支払期限日が緊急小口資金・総合支援資金の受付開始日（2020年3月25日）以降のものに限ります。

*4 ガス単独およびガス・電気両方をご使用のお客さまについては、ガスの検針日の翌日から起算して30日目。なお、支払期限日を経過しても支払されない場合は、支払期限日の翌日から支払日までの期間に応じて延滞利息（1日あたり0.0274%）を申し受けます。

*5 電気を単独でご使用のお客さまは、請求日から起算して30日目。なお、支払期限日を経過しても支払されない場合は、支払期限日の翌日から支払日までの期間に応じて延滞利息（1日あたり0.0274%）を申し受けます。

*6 既に支払い期限の延長をお申込みいただいたお客さまは、自動的に変更いたします。

3. 特別措置の申込方法

お電話*7でお申し込みいただきますようお願い申し上げます。

東京ガスお客さまセンター（総合）

【電 話】 0570-002211（ナビダイヤル）
03-3344-9100（IP 電話・海外からのご利用など）

【受付時間】 月曜日～土曜日 9:00～19:00
日曜日・祝日 9:00～17:00

*7 インターネットでの受付は、2022 年 4 月 28 日をもって終了いたしました。